

新年度における教育・保育施設等の 事故防止に向けた取組の徹底について

始良市 子どもみらい課

1

新年度における教育・保育施設等の 事故防止に向けた取組の徹底について

(令和6年3月29日事務連絡)

1. 施設・事業者による事故防止のための取組

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

(ア) 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。

何よりも一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

(イ) やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。

(ウ) ヒモ、又はヒモ状のもの(例: よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等)を置かない。

(エ) 口の中に異物がないか確認する。

(オ) ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

(カ) こどもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

2

イ 食事中

- (ア) ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。
- (イ) こどもの口に合った量で与える(1回で多くの量を詰めすぎない。)
- (ウ) 食べ物を飲み込んだことを確認する(口の中に残っていないか注意する。)
- (エ) 汁物などの水分を適切に与える。
- (オ) 食事の提供中に驚かせない。
- (カ) 食事中に眠くなっていないか注意する。
- (キ) 正しく座っているか注意する。

(2) 職員の資質の向上について

各施設・事業者においては、こどもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、すべての職員は、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)の実技講習、事故発生時の対処方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

施設・事業所での研修や職員会議などの機会に、こどもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

3

教育・保育施設等における事故防止及び 事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故防止のための取組み】
～施設・事業者向け～

平成28年3月 内閣府

1. 事故の発生防止(予防)のための取組み

- (1) 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等
- (2) 職員の資質向上
- (3) 緊急時の対応体制の確認
- (4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携
- (5) 子どもや保護者への安全教育
- (6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト
- (7) 事故の発生防止のための体制整備

2. 事故の再発防止のための取組み

- (1) 再発防止策の策定
- (2) 職員等への周知徹底



4

ア 睡眠中
イ プール活動・水遊び
ウ 誤嚥(食事中)
エ 誤嚥(玩具、小物等)
オ 食物アレルギー

○ 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accidentprevention-at-nursery-facilities.html>

[illegible]

安全管理の徹底①

教育・保育施設等における重大事故再発防止のための自己検証委員会報告書(令和6年3月:始良市特定教育・保育施設における乳児自己検証委員会)

提言7 行政と連携した事故防止への取り組みを行うこと

○始良市内の保育施設等において、給食(離乳食)時における対応の格差をなくすために、「始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート」、「始良市離乳食確認事項」を活用し、共通理解を図る。

○始良市は、保育施設から事故報告やヒヤリハット事例の報告(「始良市教育・保育施設等におけるヒヤリハット(事故)報告書」)(p52参照)を受けた際は、個人情報に配慮しつつ、事故防止のため市内保育施設等に対し、速やかに注意喚起を行う。

※上記2点については、事業所の監査(実地指導)の際に、チェックシートや確認事項の活用状況、ヒヤリハットの記録や共有のあり方について、確認を実施します。

9

安全管理の徹底②

令和4年12月15日付け厚生労働省事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」

(1)安全計画策定等の義務化

◆令和5年4月1日より、保育所及び地域型保育事業所において、利用児童の安全確保にかかる計画を策定することが義務付けられています。

■安全計画策定の義務化により規定された内容

- ①安全計画(年間スケジュール)の策定
- ②職員に対する安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施
- ③安全計画に基づく取組の内容等についての保護者等への周知
- ④定期的な計画の見直し、変更

10

安全管理の徹底②

令和4年12月15日付け厚生労働省事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」

(2)安全計画の策定

◆「保育安全計画例」及び「保育所等が行う児童の安全確保に関する取り組みと実施時期例」を参考に、各年度の開始前に、以下について年間スケジュール(安全計画)を定め、必要な取組を安全計画に盛り込んでください。

①安全点検について

- ・施設・設備等の安全点検
- ・マニュアルの策定・共有

②児童・保護者への安全指導

- ・児童への安全指導
- ・保護者への説明・共有

③実践的な訓練や研修の実施

④再発防止の徹底

11

【事故発生時の対応】

■保育中に重大事故が発生した場合は、発生後速やかに市への報告を行ってください。

報告の対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

時 期	報 告 内 容	
事故発生当日	市へ電話連絡	事故発生後、速やかに市へ連絡する。
事故発生当日 (遅くとも翌日)	市へ事故報告様式 を提出[第1報]	事故発生時の状況等について、指定の報告書様式に記入し、市に提出する。
事故発生から 1か月以内程度	市へ事故報告様式 を提出[第2報～]	必要に応じて、状況の変化や追加の報告を行う。 ※記載内容について保護者の了解を得た後に報告してください。

報告先 始良市役所 子どもみらい課:66-3237 代表(時間外・土曜日)66-3111

12

(参考様式)

始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート

確認日 令和 年 月 日 確認者

	チェック項目	チェック
給食時対応	普段食べている食材が誤嚥・窒息につながる可能性があることを認識して、事故につながりやすい食材を提供していないか、事故防止を行い、食事の介助及び観察をする。	☐
	食事の介助をする際に下記のポイントを注意する。(ガイドライン抜粋) ① ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意思に合ったタイミングで与える。 ② 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。 ③ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。 ④ 汁物などの水分を適切に与える。 ⑤ 食事の提供中に驚かせない。 ⑥ 食事中に眠くなっていないか注意する。 ⑦ 正しく座っているか注意する。	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ⑦ ☐
	食事に使用する調理器具、食器の劣化状況や食べる環境の衛生管理状況について、確認をしている。	☐
	園児の発達や個人差を考慮しながら、食物アレルギー、苦手な食べ物等、子どもの食事に関する情報について、①保育士、②調理員・栄養士、③保護者の3者が確認、文書化し、④定期的に情報を共有している。	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐

(参考様式)

緊急時対応	① 自園で作成する運営規程、②事故対応マニュアルについて職員間で共有し、定期的に見直しを行っている。	① ☐ ② ☐
	誤嚥・誤飲等の事故が起きた際の職員間の役割分担（①応急処置、②心肺蘇生、③救急通報、④保護者連絡、⑤事故記録の整理等）を決めている。	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐
	緊急時に応急処置、心肺蘇生のできる看護師、保育士等の職員配置ができています。	☐
	ヒヤリハット事例が発生した際は、職員全員で情報を共有し、施設内で事故防止のための具体的な対応を検討し、結果を職員に提示する。対応、判断に迷った際は、始良市子どもみらい課へ報告を行い、ケースによっては、「始良市教育・保育施設等におけるヒヤリハット（事故）報告書」を始良市子どもみらい課へ提出する。	☐
	以下のような重大事故が起きた際は、国への報告対象となるため、事故当日に始良市子どもみらい課へ報告を行う。 ・ 死亡事故 ・ 意識不明事故 ・ 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故	☐

(参考様式)

始良市離乳食確認事項

児童名

生年月日

離乳初期（生後 5 ～ 6 か月頃）	
担当者（保育士・栄養士・調理員）	保護者

離乳初期（生後 5 ～ 6 か月頃）			
調理形態	なめらかにすりつぶした状態：目安はヨーグルト		
特徴	唇を閉じて、ごっくんと飲み込める		
離乳食の回数	開始後の 1 か月間は、1 日 1 回		
確認事項		確認日	確認者
首のすわりがしっかりしている			
支えてあげると座ることができる			
食べ物に興味を示す			
スプーンなどを口に入れても舌で押し出すことが少なくなる			
スプーンから食べ物を唇で取り込むことができる			
「お口あーん」と声をかけられると自分で口を開ける			

離乳中期（生後 7 ～ 8 か月頃）	
担当者（保育士・栄養士・調理員）	保護者

離乳中期（生後 7 ～ 8 か月頃）			
調理形態	舌でつぶせる固さ：目安は豆腐		
特徴	舌と上あごで食べ物をすりつぶして食べられるようになる		
離乳食の回数	1 日 2 回		
確認事項		確認日	確認者
座らせたらひとり座りができる			
舌の使い方が上手になり、唇を閉じて口の中に食べ物を送ろうとする			
肉や魚など、舌ですりつぶしにくい物は、口の中に残ったり出したりする			

(参考様式)

離乳後期（生後9～11か月頃）	
担当者（保育士・栄養士・調理員）	保護者

離乳後期（生後9～11か月頃）			
調理形態	歯ぐきでつぶせる固さ：目安はバナナ		
特徴	舌で食べ物を片側に寄せ、奥の歯ぐきで噛む動作ができるようになる		
離乳食の回数	1日3回		
確認事項		確認日	確認者
はいはいが上達し、目指す方向に移動できる			
手づかみで食べる			
手のひらで押し込む			
コップを使って飲もうとする			
形ある食べ物を歯ぐきの方に送り、上下の歯ぐきでつぶす			

離乳完了期（生後12～18か月頃）	
担当者（保育士・栄養士・調理員）	保護者

離乳完了期（生後12～18か月頃）			
調理形態	歯ぐきで噛める固さ：目安は肉団子		
特徴	前歯を使って食べ物を噛み切ったり奥歯で噛んだりするようになる		
離乳食の回数	1日3回		
確認事項		確認日	確認者
一人歩きができる			
意味のある言葉を話す			
前歯でかじり、舌を上下左右に動かして移動させる			
歯の生えていない奥の方の歯ぐきでつぶして食べる			
スプーンやフォークを使って食べようとする			
食べる量や好き嫌いなど、個人差が出てくる			

(参考様式)

始良市教育・保育施設等におけるヒヤリハット（事故）報告書

年 月 日

施設名	
報告者氏名	
発生日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	
ヒヤリハット (事故) の 状況	(通院治療を伴うケガ、食物アレルギー、園外活動中の見失い等)
今後の 改善策	

【子どもみらい課 記載欄】

部長	次長	課長	課長補佐	係長	係

他施設への注意喚起	☐ 処理済み	☐ 未処理	☐ 処理しない
-----------	-------------------------------	------------------------------	--------------------------------